

令和4年度第1回国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和4年7月6日(火) 13時30分～

場 所 土岐市役所 2階大会議室

出席者 ・被保険者代表 楓貴美子、小島三明、林博義
・保険医薬剤師代表 山口浩一
・公益代表 田中正憲、塚本俊一、林恵美子、
・被用者保険代表 川本敏之
・事務局 土岐市長 加藤淳司 市民生活部長 伊佐治良典
市民課長 可知恭子 保健センター所長 高木緑
市民課課長補佐 赤塚千恵 保険年金係長 加藤美幸

市民課長進行

市長挨拶 改めまして、皆さんこんにちは。委員の皆さまには大変お忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、日ごろは国民健康保険の運営に関しまして格別なるご理解とご協力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、今年も暑い夏がやってきたわけございまして、6月30日には県内23カ所の観測地点のうち14カ所で6月の観測史上最高の気温を観測したということでございます。お隣の多治見市におかれましても、30日に39.4度、全国5位タイということだそうです。7月1日には40度を観測したということで、大変暑い夏だと思っておりましたが、今度は台風がやってまいりました。非常に難しい対応をせまられるわけでございますけれども、こういった気候

変動にも的確に対応をしていかななくてはならないという風に思っておるところでございます。

そういった中で、新型コロナウイルス、少し感染者が増えてきておりまして、9日間連続で前の週の同じ曜日を上回る状況が続いているところでございます。また全国的にも増加傾向にあるということでございまして、引き続き社会経済活動とのバランス、また熱中症のリスクに配慮したマスク着用など、メリハリのある感染症対策を求めるところであると期待しております。

本日は新たに4人の方を委員にお迎えいたしまして、新しい体制ということでございますけれども、皆さま方には令和4年度の国民健康保険料の料率につきましてご意見をいただきたく、お集まりをいただいたところでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げる次第でございます。今後も安心して医療を受けることが出来る国保制度の安定的な運営を図るとともに、保険者として健康寿命延伸のための健診受診率の向上に努めて参る、そういった所存でございますので、委員の皆さま方には土岐市国民健康保険の充実と発展のために特段のお力添えを賜りますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員紹介 名簿と席次表の配布により省略

事務局 委員の互選により 田中正憲委員を会長に、林恵美子委員を副会長に選出

会長挨拶 ただ今、ご紹介いただきました土岐市社会福祉協議会の田中と申します。よろしくお願いいたします。大変僭越ながら会長ということで承りましたので、皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めて参りたいと思いますので、どう

ぞよろしくお願いいたします。

市 長 令和４年度土岐市国民健康保険の保険料率について諮問

会長議事進行

事 務 局 委員定数13名中8名の出席で会議成立を報告

会 長 議事録署名委員の指名 楓委員 林委員

審議事項 令和4年度土岐市国民健康保険料率について

事務局 赤塚 説明

委員質疑 保険料上昇の要因としては、事業費納付金の増額と被保険者数の減少
というところで、そういったところを緩和するために基金から繰入れをして
上昇を抑えたという理解でよろしいでしょうか。

事 務 局 そのとおりです。

委員質疑 今後団塊の世代が後期高齢者医療に移行し、ますます被保険者数が減
少すると、保険料はさらに上昇していくのでしょうか。

事 務 局 医療費が増加すると納付金が増額となり、それに対して被保険者数が
減少すれば一人当たりの負担は大きくなると考えます。
今後も、保険料が急激に上昇するような場合は、基金の活用を検討してい

きたいと考えております。

委員質疑 基金の取崩しについて、保険料に対する割合が決められているのか、状況に応じて決めているのか、どのようにされているのでしょうか。

事 務 局 その年度ごとに事業費納付金を納めるために必要な保険料を算定しておりますが、保険料が増額となった場合、急激な上昇を抑えるために必要な額を取崩しています。特に割合を決めている訳ではありません。

委員質疑 将来的に保険料が県内で統一されると思いますが、基金の活用はどうなるのでしょうか。

事 務 局 県の方針では令和6年度から段階的に統一を目指すとされています。そのために医療費水準・保健事業・収納率等の調整が必要であり、それと同時に各市保有の基金の活用についても検討が必要となります。
現段階で県に確認したところでは、統一後の急激な保険料の上昇を抑えるために基金を活用することは問題ないとの見解をいただいております。

「議事(1) 審議事項 令和4年度 国民健康保険料率について」は、採決の結果、出席者全員の賛成により事務局提案のとおり承認され、本諮問事項について適当と認める旨を答申することを決定

報告事項 ①令和3年度 決算見込みについて

事務局 赤塚 説明

委員質疑 保険給付費が令和2年度に比べて令和3年度に増えているというのは、コロナによる受診控えが緩和されてきたということなんですか。

保険医代表 コロナ以前と比べると大きな病院も含め、まだ患者数は少ないと思います。コロナ病棟や発熱外来には受診をされても、一般外来では受診間隔が長くなったり、風邪などで外来にかかる患者数は減っています。

報告事項 ②新型コロナウイルス感染症の対応について

事務局 赤塚 説明

※新型コロナウイルス感染症の対応に係る国民健康保険条例等の一部改正（保険料減免・傷病手当支給）について報告

委員質疑 保険料減免について、前年比3割減ということは、令和2年度にコロナで収入がゼロの世帯が令和3年度も引き続き収入がゼロであった場合、令和2年度は減免されるが令和3年度は対象外ということでしょうか。

事務局 そのとおりです。前年がゼロであれば3割減とはならないため対象外です。

報告事項 ③保健事業 令和3年度実施報告と令和4年度実施計画について

事務局 赤塚 説明

委員質疑 医療費通知について、医療費控除の申告をする際に領収証の代わりに

添付することが出来るが、発送時期が申告に間に合っていないため利用できない。もう少し早く発送していただくと利用出来るようになるのでしょうか。

被保者代表 そもそも医療費通知は医療費をお知らせすることで、医療費に対する認識を深めるためのもので、確定申告の証明書類として利用することが本来の目的ではないと思います。

事 務 局 医療費通知は、国民健康保険の医療費負担のしくみや皆さまの健康に関する認識を深めていただくためにお送りするお知らせです。ただ、利便性の観点から確定申告にも利用できるようになりましたが、市に12月診療分の明細が届くのが2月中旬のため、ハガキ作成に必要な期間をいただくと、発送を早めることは出来ません。

2月中旬以降ではありますが、確定申告をされる方に証明書を発行しておりますので、ご利用いただければと思います。

～質疑終了～

会 長 令和4年度土岐市国民健康保険の保険料率について答申

市民生活部長挨拶

閉会